

認知症に関する研修資料 (認知症サポーター養成講座 生命保険会社向け補助資料)

2021年7月版

目次

1. はじめに ～認知症をめぐる環境～

- ・身近にある認知症 ……P4
- ・認知症サポーターについて ……P5
- ・認知症と生命保険 ……P5

2. 認知症を正しく理解する

- ・認知症の症状 ……P7
- ・認知症の種類 ……P8
- ・MCI（軽度認知障害） ……P8

3. 認知症の人への基本的な対応

- ・基本姿勢 ……P10
- ・認知症の人への対応の心得“3つの「ない」” ……P10
- ・具体的な対応の7つのポイント ……P11

4. 認知症の症状の具体例と接し方（生命保険のケーススタディ）

- ・同じような用件で何度も連絡がある ……P14
- ・契約内容等の説明をしても理解できない ……P15
- ・契約したこと自体を忘れている ……P15
- ・突然怒り出す ……P17

5. 認知症への事前の備え

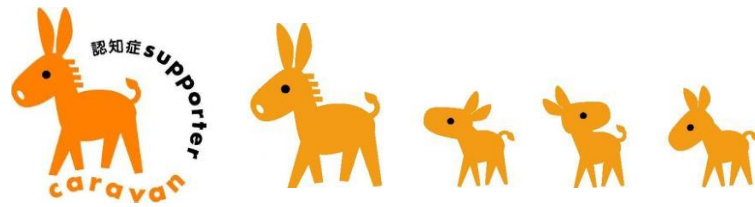
参考情報

- ・成年後見制度 ……P23
- ・家族信託 ……P24
- ・相談窓口 ……P25
- ・関連する制度・事業など ……P26

確認テスト

……P27





1. はじめに ～認知症をめぐる環境～

1. はじめに ～認知症をめぐる環境～

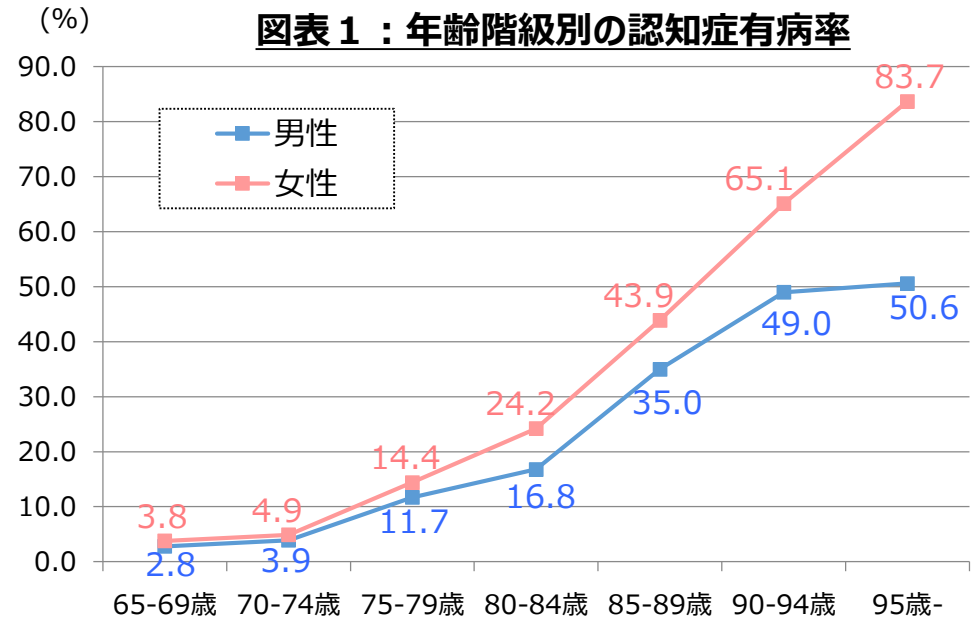
身近にある認知症

- 認知症は**誰でもなりうる脳の病気**によって起こります。
- 年齢が高くなればなるほど認知症の有病率は上がり、**2040年には高齢者の4人に1人が認知症**になると予測されており、いつ、家族や自分になってもおかしくありません。自分ごととして考えることが大切です。
- 認知症になると、記憶障害などの認知機能の低下から、**日常生活がうまく営めなくなるだけでなく、不安から周囲の人との関係が損なわれる**こともしばしばみられます。
- しかし、**周囲の理解と気遣い**があれば、**穏やかに暮らしていくことが可能**です。
- そのために大切なのは、**誰もが認知症への正しい知識をもち、認知症の人への適切な対応を身につける**ことです。

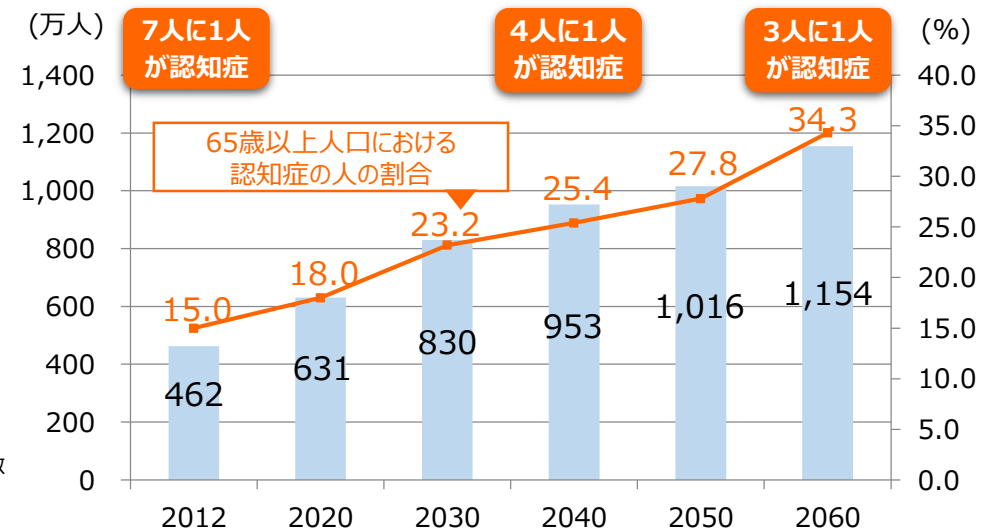
出典（図表1）：「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応：平成23年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業（朝田隆ほか）」より、生命保険協会作成

出典（図表2）：「『日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究』（平成26年度 厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）による速報値 各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率)」より、生命保険協会作成

図表1：年齢階級別の認知症有病率



図表2：認知症の人の将来推計



認知症対策は、まず正しい知識をもつことから！！

1. はじめに ～認知症をめぐる環境～

認知症サポーターについて

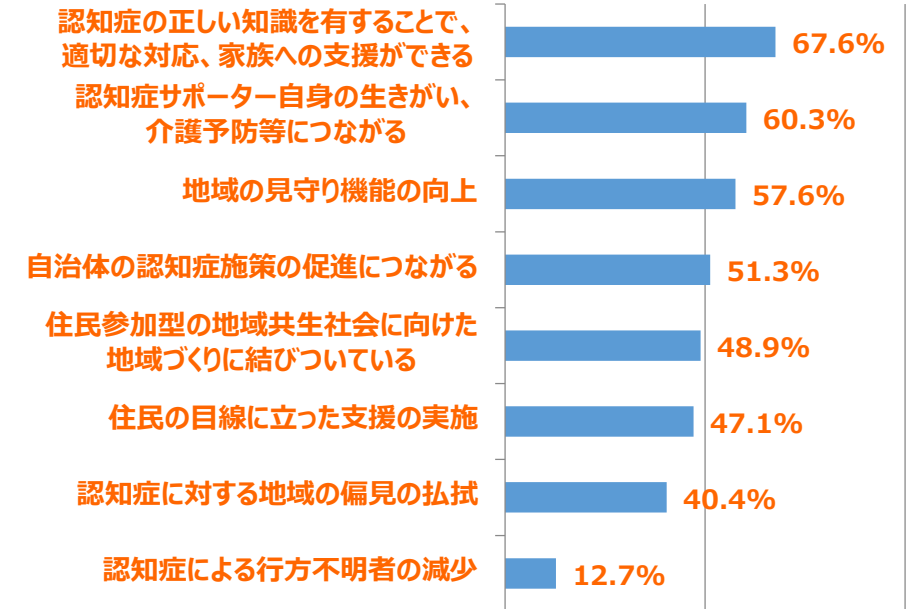
- 認知症の人が社会参画する際の障害（バリア）は、しばしば本人ではなく、周囲の**認知症に対する偏見と理解不足**から生じます。
- これを払拭するには、**認知症の正しい知識を身につけることが必要**であるとして、認知症の啓発事業「認知症サポーターキャラバン」が2005年に始まりました。**認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人やそのご家族を温かく見守る応援者**です。

認知症と生命保険

- 生命保険の特徴として、しばしば**長期にわたって契約が継続**することが挙げられます。したがって、認知症に関連する商品・サービスの取扱いの有無に関わらず、ご契約者が認知症に罹患するなど**認知症の人に接する可能性は少なくない**といえます。
- また、**募集時に限らず、保全や支払など様々な場面**において対応が求められることとなります。

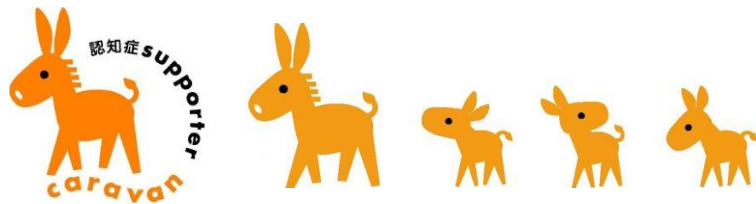


図表3：認知症サポーターによる活動がもたらしている成果



出典：地域ケア政策ネットワーク 全国キャラバンメイト連絡協議会「認知症サポーターの地域での活動を推進するための調査研究事業報告書」（平成31年3月）をもとに生命保険協会作成

**生命保険会社の多くの役職員が、
認知症について理解し、できることに取り組むことが大切**



2. 認知症を正しく理解する

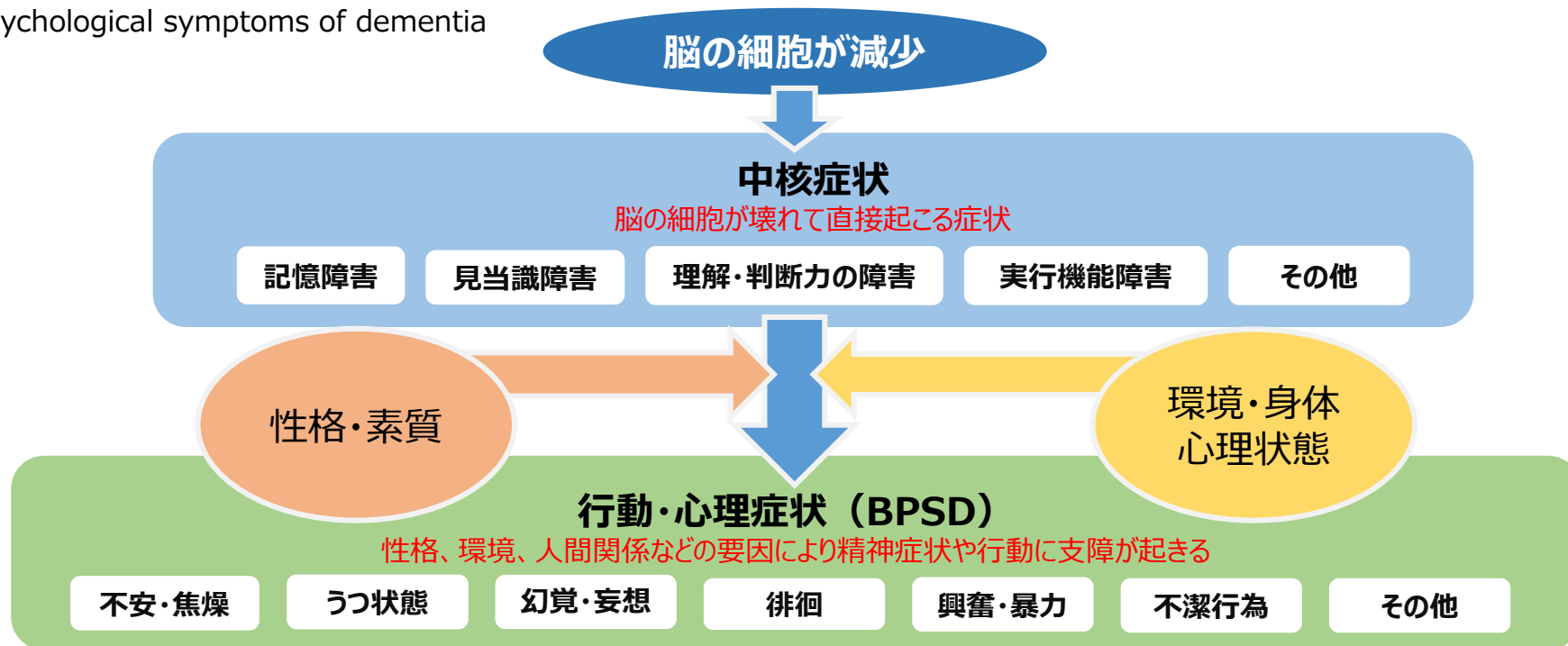
2. 認知症を正しく理解する

認知症の症状

➤ 認知症の症状は多岐にわたりますが、大きく以下の2つに分けることができます。

- 中核症状…脳の細胞が減少することなどで直接起こるもの
- 行動・心理症状 (BPSD (※)) …中核症状を背景に、本人の性格や素質・環境、身体、心理症状などがからみ合って、精神状態や行動上の症状として現れるもの

(※) Behavioral and psychological symptoms of dementia



出典：「認知症サポーター養成講座標準教材」2020年

**現在、中核症状そのものを治すのは困難なもの、
行動・心理症状は環境や対応の仕方によって改善できる可能性**

2. 認知症を正しく理解する

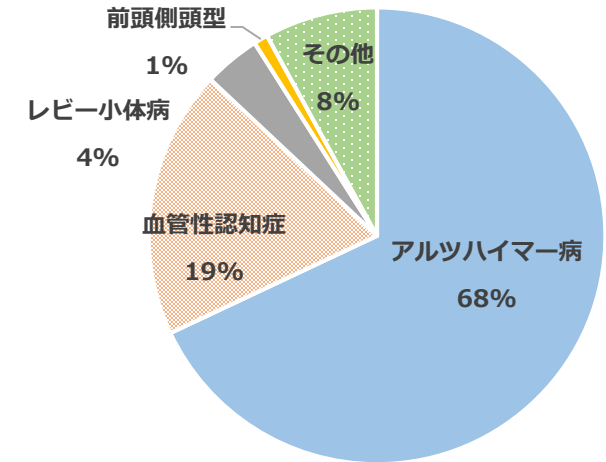
認知症の種類

- 認知症の種類（原因疾患）により**症状に特徴**があります。

認知症の種類	症状
アルツハイマー型認知症	・記憶力の低下、道具がうまく使えなくなる、道に迷う、解決能力の低下・段取りよくできない
レビー小体型認知症	・症状の良い時と悪い時の変化が大きい、動作が遅くなる・転倒しやすくなる（パーキンソン症状）
血管性認知症	・やる気がなくなる、無表情（意欲低下）、感情を抑えられない（感情失禁）、段取りが悪くなる（実行機能の低下）
前頭側頭葉変性症 ※いくつかのタイプがある	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ1（前頭側頭型認知症）：性格変化が現れる、怒りっぽくなる、同じ言動を繰り返す ・タイプ2（意味性認知症）：言葉や物の意味がわからなくなり、コミュニケーションが取りにくくなる ・タイプ3（進行性非流暢性失語症）：意味は理解できるが、言葉が流暢に出てこなくなる

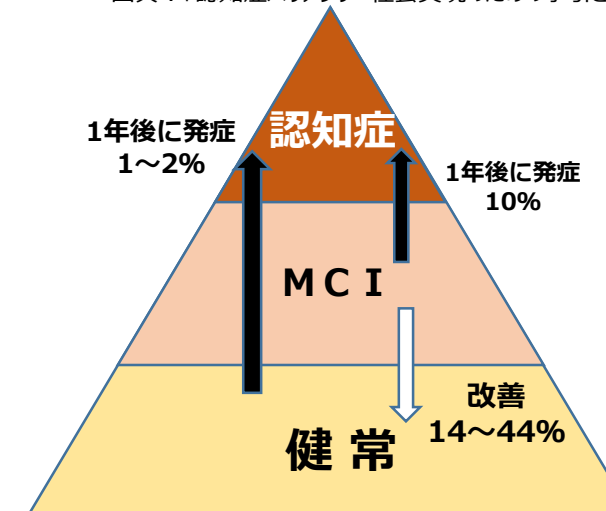
図表4：主な認知症の種類別割合

出典：厚生労働省「認知症有病率調査」より作成



図表5：認知症発症の流れ

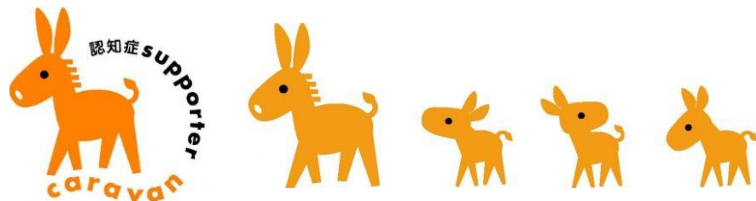
出典：「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」



MCI（軽度認知障害）

- **MCI (Mild Cognitive Impairment)** は、健忘症レベル以上のもの忘れはあるが日常生活は保たれている状態で、**認知症と診断できるレベルではない認知症の前ぶれ**、または**グレイゾーン**と言える状態を指します。
- 例えば、下記のような症状が見られます。
 - ・メモを取らないと予定を覚えていられない
 - ・書類を書くのに時間がかかる
- MCIと診断された場合、**脳の活性化、運動や食事、睡眠など生活習慣の改善**などで認知症の発症や進行を遅らせる効果が期待できます。

症状は一律ではなく、人によって様々です



3. 認知症の人への基本的な対応

3. 認知症の人への基本的な対応

- では、認知症になった人に接するときはどうすればよいのでしょうか。まず、基本的な対応を見ていきます。

基本姿勢

- 認知症の人に対応するときは、**偏見をもたず、認知症は自分ごとであるという認識をもち、認知症の人と共に生きていくという基本姿勢**が重要になります。
- まず、認知症の人への対応には、認知症に伴う認知判断能力の低下があることを正しく理解していることが必要です。
- 対応の仕方は、一般のお客さまへの接し方と基本的に変わることはありませんが、認知症の人に対しては、認知症への正しい理解に基づく適切な対応が求められます。
- 認知症の症状により、社会的ルールに反する行為などのトラブルが生じた場合にも、その人の尊厳を守りながら、事情を把握して冷静な対応策を探りましょう。



認知症の人への対応の心得“3つの「ない」”

- 認知症の人への対応は、**「①驚かせない」「②急がせない」「③自尊心を傷つけない」**が基本です。



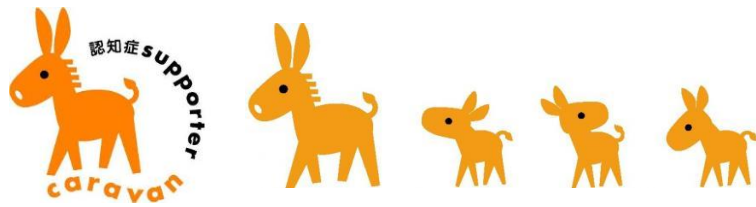
**一般のお客さまへの接し方と基本的に変わることはありませんが、
認知判断能力の低下を念頭に入れた対応を心がけましょう**

3. 認知症の人への基本的な対応

具体的な対応の7つのポイント

➤ 具体的には以下の**7つのポイント**が重要です。

ポイント	具体的な対応
① まずは見守る	<ul style="list-style-type: none">・認知症と思われる人に気づいたら<u>一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります</u>・近づきすぎたり、<u>ジロジロ見るのは禁物です</u>
② 余裕をもって対応する	<ul style="list-style-type: none">・こちらが困惑や焦りを感じていると、認知症の人にも伝わって<u>動揺させてしまいます</u>・<u>落ち着いて、自然な笑顔</u>で接しましょう
③ 声をかけるときは一人で	<ul style="list-style-type: none">・複数で取り囲んで声をかけると恐怖心をあおり、<u>精神的に不安定な状態を招きます</u>・可能な限り一人で声をかけます
④ 後ろから声をかけない	<ul style="list-style-type: none">・背後から突然声をかけられると、<u>驚いて混乱</u>してしまうことがあります・一定の距離までゆっくり近づいて、<u>本人の視野に入ったところで声をかけます</u>
⑤ やさしい口調で	<ul style="list-style-type: none">・高圧的な態度や口調は「こわい」「嫌い」という印象を強く与え、<u>コミュニケーションが取りづらくなります</u>・目の高さを本人と合わせ、<u>やさしい口調で対応</u>しましょう
⑥ おだやかに、はっきりした口調で	<ul style="list-style-type: none">・耳が聞こえにくい人もいます。<u>ゆっくり、はっきり話すように心がけます</u>・<u>早口、大声、甲高い声</u>でまくしたてるのは禁物です
⑦ 本人の言葉に耳を傾けて ゆっくり対応する	<ul style="list-style-type: none">・認知症の人は、<u>せかされることや、一度に複数の問いに答えることが苦手です</u>・ひとことずつ<u>短く簡潔に伝え、答えを待ち、確認しながら次の言葉を発しましょう</u>



4. 認知症の症状の具体例と接し方 (生命保険のケーススタディ)

4. 認知症の症状の具体例と接し方（生命保険のケーススタディ）

- 次に、生命保険会社で考えられる事例に沿って、認知症の人への具体的な接し方を見ていきましょう。
- 認知症の人の症状は一人ひとり違います。同じように見える行動であっても、個別の背景があり、それぞれに応じた接し方が求められます。
- すべてのケースに対応できる完璧な接し方はありませんが、以下の事例を参考に、お客さまの状況に合わせた柔軟な対応を模索してみましょう。

事例 1 : 同じような用件で何度も連絡がある ……P14

事例 2 : 契約内容等の説明をしても理解できない ……P15

事例 3 : 契約したこと自体を忘れている ……P15

事例 4 : 突然怒り出す ……P17

4. 認知症の症状の具体例と接し方（生命保険のケーススタディ）

事例 1：同じような用件で何度も連絡がある

<認知症の人の行動例>

- 同じ内容の問い合わせ（契約内容の照会等）や質問を繰り返す
- 保険証券などを再発行しても、また紛失し、再発行が繰り返される

<なぜこのような行動がみられるのか>

- **記憶力の低下**により、以前問い合わせたことなどを忘れてしまう（保険証券などを再発行してもらったこと自体もすっかり忘れてしまう）
- **もの忘れからくる不安や、恐怖心**から何度も確認をしてしまう

<対応のポイント>

- ご本人と接する際は、不安な気持ち、焦る気持ちを理解し、**いったんはご本人の言葉を受け止める柔軟な対応**を心がけ安心してもらいます。「以前もお問い合わせいただきましたよね」などの言葉は避けましょう。ご本人が侮蔑されると不快に感じ、感情的になられてしまいます
- ご本人を訪問した際、**ご家族から「本人から契約の内容を聞いている」「保険証券などの保管場所は知っている」等のお申し出**があるケースもあります。その場合、ご本人から同様の申し出があったときは、その旨をご家族にもご連絡することも考えられます

4. 認知症の症状の具体例と接し方（生命保険のケーススタディ）

事例 2：契約内容等の説明をしても理解できない

事例 3：契約したこと自体を忘れてしている

<認知症の人の行動例>

- 定期訪問で契約内容や手続きの方法等をご説明したところ、前回の訪問では問題なかったのに、今回はご理解いただけなかった
- 次に訪問したところ、そもそも契約したこと自体を忘れていた

<なぜこのような行動がみられるのか>

- 理解・判断力の低下により、説明された内容がなかなか理解できない
- 記憶力の低下により、契約した行為自体の記憶がすっぱり抜けてしまう

<対応のポイント>

- 契約内容等について、一つひとつ確認しながら丁寧に説明します。ご本人の話は否定せずに、そのまま受け止めながら、ゆっくり確認します
- ご家族(子ども等)が別居の場合、ご本人の状況の変化に気付いていない可能性があります。可能であれば、ご家族にご連絡をしましょう

(※) ご本人が契約したことを忘れてしている場合、ご家族が「生命保険に加入しているかどうか分からない」と困ることがあります。こうした場合は、生命保険協会の「生命保険契約照会制度」をご利用いただくことで、ご家族から保険契約の有無をご照会いただくことができます

【参考】生命保険契約照会制度について

- ご契約者の死亡、または認知判断能力の低下によって生命保険の契約の有無がわからない場合(※)、「生命保険契約照会制度」をご家族にご利用いただければ、ご家族に代わって生命保険協会が契約の有無を確認します。

(※) 災害時には、災害救助法が適用された地域で被災したことによる死亡または行方不明のときにご利用いただけます

＜制度利用の手順＞

家族で調べる

- 保険証券を探す
- 保険会社の通知を探す
- 通帳を確認する

など、まずはご家族で生命保険契約を調べ、制度を利用する必要があるかを判断します。

調べても
わからない時

制度を利用する

契約の存在が分からない場合は、ご家族から生命保険協会に契約の有無の照会を行います。

※照会手数料は、1照会当たり3,000円（税込）です。加えて、確認書類として「戸籍」や「協会所定の診断書」等の提出を求めるため、別途ご準備いただく必要があります。なお、災害時は利用料や書類の提出は求めません。

契約の存在が判明した時

保険会社へ連絡する

契約内容の確認や保険金・給付金の請求については、契約している保険会社に、直接連絡をします。

※契約の存在が判明した場合、契約内容の詳細や具体的な請求手続きについては、当該契約に基づく権利を有する方から生命保険会社にご照会。

証券等が
あった時

4. 認知症の症状の具体例と接し方（生命保険のケーススタディ）

事例 4 : 突然怒り出す

<認知症の人の行動例>

- 電話でお話していたら、急に人が変わったように怒り出した

<なぜこのような行動がみられるのか>

- **記憶力の低下や見当識の低下、理解・判断力の低下**などのために、正しい解釈ができなくなり、周囲の人には理解できない反応を示す
- **度重なるもの忘れによる焦りや不安**から、感情が不安定になる
- **感情をコントロールする前頭葉の病変**により、イライラや攻撃的な言動が現れる

<対応のポイント>

- 周囲にはわからなくても、**ご本人にとっては怒る理由がある**ことを理解しましょう。「なにか失礼をしたようですが・・・」など、**状況に応じた言葉をかけておだやかに対応します**。邪険にする、無視するなどの対応は、ご本人のプライドを傷付け、状況の悪化を招きかねません
- 認知症の症状として、**不安や恐怖心、羞恥心から思わず興奮して手が出ることや、暴力行為として現れてしまうこともあり得ます**。ご本人にそうした兆しがあった場合は、**上席の方と相談のうえ慎重に対応をしましょう**

【参考】地域包括支援センターへの連絡について

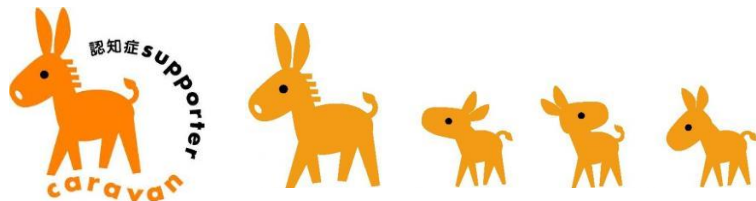
- ご本人が認知症になった後は、そのご家族が生活のサポートをすることが多いと考えられます。生命保険の手続き等においても、ご家族にご協力いただく場面が出てきます。
- しかし、独居で身寄りがなく、ご家族のサポートを受けられない方もいらっしゃいます。そうした方を訪問などした際に、緊急性が高く自分では対応が困難と考えられる状況(※)に遭遇した場合は、上席の方と相談のうえ、地域包括支援センターへ連絡することも考えられます。

(※) 例えば、身体機能が低下し明らかに生活能力を失っている、不当に高額な金品を購入させられている様子が伺える等

(注) 個人情報保護法において、個人情報取扱事業者はあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」等は除くとされています

<地域包括支援センターの支援内容>

	支援内容
①総合相談・支援	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に関する幅広い相談を受け付けるとともに、介護、医療、福祉、保健など、さまざまな制度や地域の社会資源の紹介を行っています。・必要に応じて、自宅などへの訪問を行ってもらうことも可能です。
②介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none">・要介護認定で「要支援1～2」となった高齢者を対象に、介護予防ケアプランを作成したり、要介護認定で「非該当(自立)」となった、または要介護認定を受けていない高齢者を対象に介護予防教室などを実施しています。
③権利擁護	<ul style="list-style-type: none">・悪質商法などの被害防止と対応、高齢者虐待の早期発見と防止、成年後見制度の手続き支援など、高齢者の権利が侵害されないようにサポートを行います。
④包括的・継続的ケアマネジメント支援	<ul style="list-style-type: none">・地域のケアマネジャーを対象とした研修会の実施、ケアマネジャーのネットワーク作り、ケアマネジャーが抱える困難な事例についてのアドバイスなどを通して、地域のケアマネジャーを支えています。



5. 認知症への事前の備え

5. 認知症への事前の備え

- **生命保険のご契約者が認知症になり、認知判断能力が低下すると、日常生活に支障をきたすだけでなく、自分の財産管理もできなくなってしまう、生命保険を含めた各種契約の管理・手続きが難しくなります。**
- その際にご家族等に助けをもらいながら対応することになると思いますが、**生命保険の手続きはご家族も対応できずに困ることがあります。ご契約者が元気なうちに、ご家族の間で備えておくことが大切です(※)。**

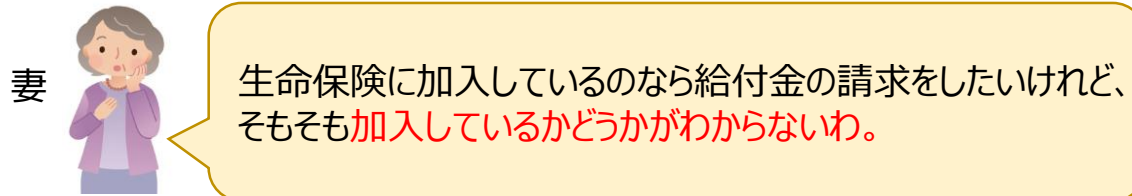
(※) 生命保険協会は、こうした考え方をご契約者にお伝えするための情報冊子「生命保険契約者のみなさまへ 家族と備える認知症」を提供しています
生命保険協会のリンク先：<https://www.seiho.or.jp/activity/kourei/booklet/>

<「生命保険契約者のみなさまへ 家族と備える認知症」の事例>

事例1：生命保険に加入しているかどうか分からない

- 契約者（本人）は、医療保険に加入。数年前から認知判断能力が低下。最近、肺炎で入院することになった。
- 契約者：本人 被保険者：本人 受取人：本人

家族が困ること



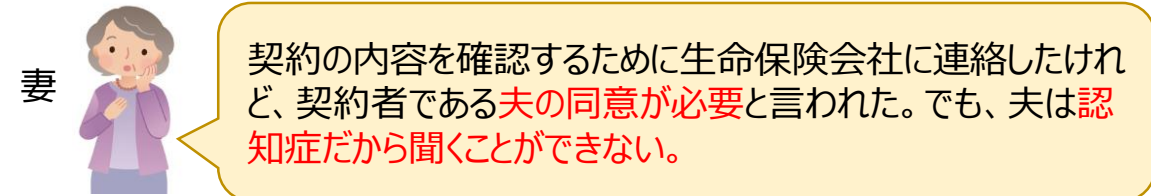
事前に備えられること

- ・ご本人が認知症になってしまった場合に備え、どのような保険に加入しているか、ご家族がわかるようにしておく。

事例2：契約の内容がわからない

- 契約者（本人）は、死亡保険に加入。最近、認知判断能力が低下。妻が書類を整理していると知らない保険証券が出てきた。
- 契約者：本人 被保険者：本人 受取人：妻

家族が困ること



事前に備えられること

- ・元気なうちに生命保険に加入していることや、保険契約の内容をご家族に話しておく。（記念日などの機会に継続的に確認するなど工夫することも重要）
- ・保険証券などの契約関係書類は、保管する場所を決めてご家族と共有する。

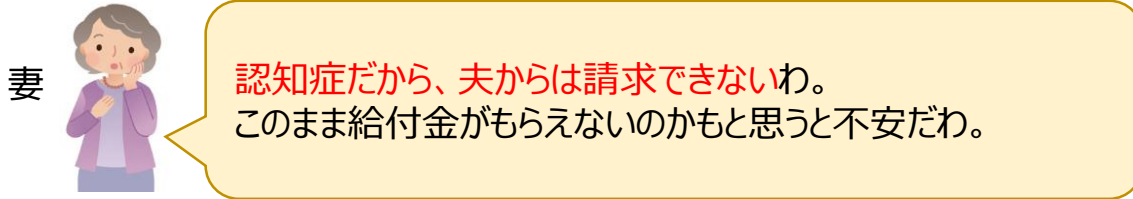
5. 認知症への事前の備え

<「生命保険契約者のみなさまへ 家族と備える認知症」の事例（つづき）>

事例3：給付金等の請求はできる？

- 契約者（かつ被保険者本人）は、医療保険に加入していることを家族と共有。
数年前から認知判断能力が低下。最近、肺炎で入院することになった。
- 契約者：本人 被保険者：本人 受取人：本人

家族が困ること



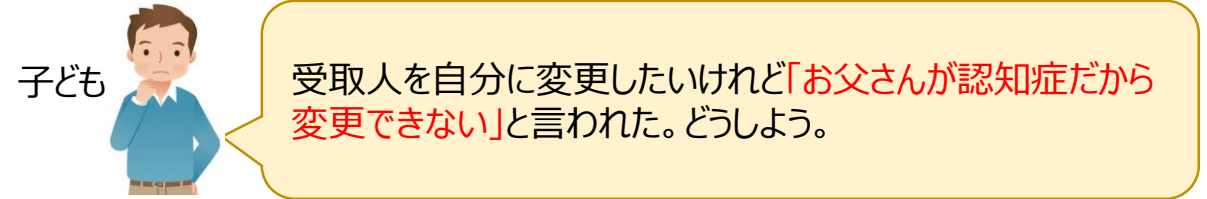
事前に備えられること

- ・代理請求の仕組み（指定代理請求制度・指定代理請求特約）を活用しているか確認。
- ・活用している場合は指定代理請求人を誰にしているか確認し、その人に指定されていることを伝える。

事例4：保険金の受取人が亡くなった

- 契約者（本人）は、死亡保険に加入。最近、認知判断能力が低下。受取人である妻（母）が死亡。受取人の変更が必要になった。
- 契約者：本人 被保険者：本人 受取人：妻⇒子どもへの変更が必要

家族が困ること



事前に備えられること

- ・認知症になると、ご本人の意思が確認できなくなるため、法的な手続きや契約などができなくなります。こうした場合、ご本人に代わり手続きを行うことができるのは、通常、成年後見制度における成年後見人や任意後見人に限られます。
- ・認知症になった後の財産管理についてご本人に希望がある場合は、ご家族と相談しておくことが重要です。財産管理の方法の選択肢としては、任意後見人を決めておくことや、家族信託という仕組みもあります。

※事例における取扱いは生命保険会社により異なります

※成年後見制度については23ページ、家族信託については24ページ参照

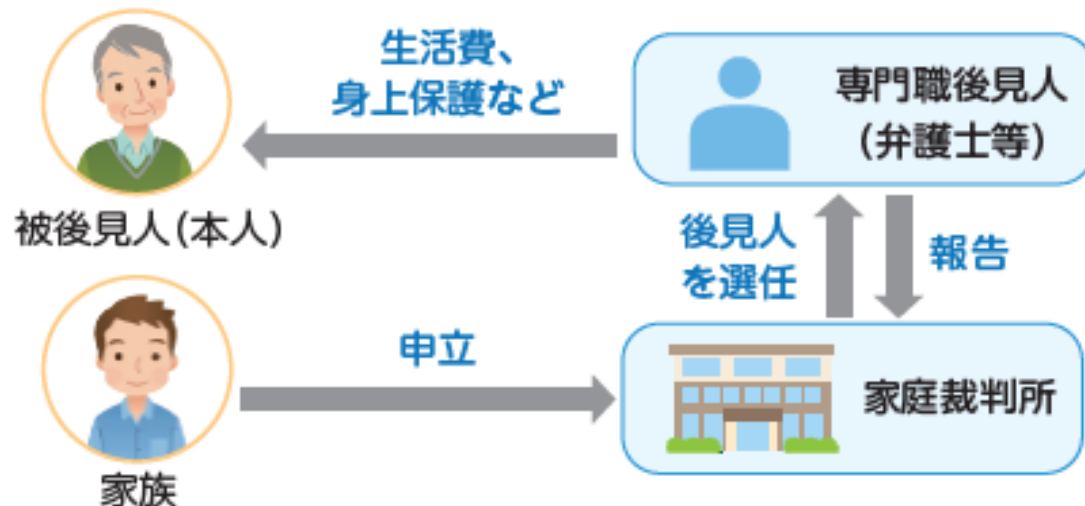


参考情報

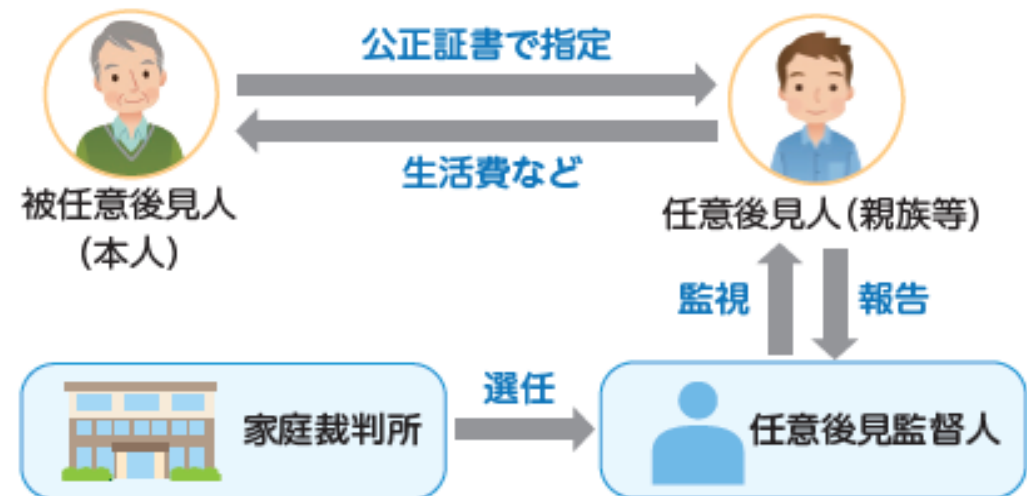
参考情報：成年後見制度

- 認知症などの理由で認知判断能力が不十分な場合、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設の入所などの契約、遺産分割の協議などを自分で行うことが難しい場合があります。このような認知判断能力が不十分な方々を保護し、支援する国の制度が成年後見制度です。成年後見制度には、次の2種類があります。
- **①法定後見制度**
 - ✓ 認知症などで既に認知判断能力が低下してしまった人のために、家族等が申立てをした後、家庭裁判所によって成年後見人等が選任され、本人の生活・医療・介護・福祉など身の回りの事を保護・支援します。
 - ✓ 「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、認知判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。
- **②任意後見制度**
 - ✓ 本人に十分な認知判断能力があるうちに、あらかじめ自分が選んだ任意後見人に、認知判断能力が将来低下したときにサポートしてもらう内容を事前に契約で決めておく制度です。
 - ✓ 本人の認知判断能力が低下した後、任意後見人が家庭裁判所に申立てを行い、選任された任意後見監督人の監督のもと、本人の保護・支援を行います。

<①法定後見制度>



<②任意後見制度>



参考情報：家族信託

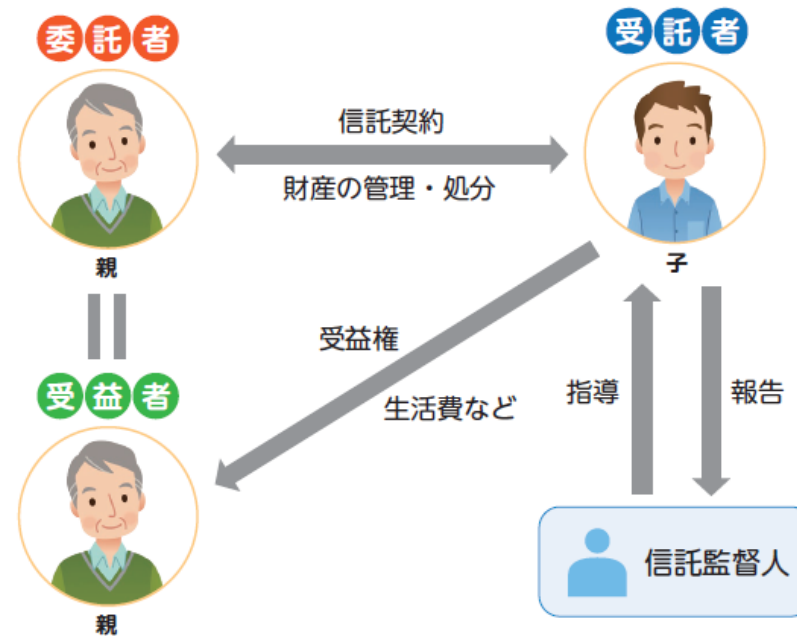
➤ 家族信託は、財産管理の一つの手法です。本人が保有する不動産や預貯金などの資産を、目的（例えば、認知症対策・老後の生活資金・介護費など）を決めて家族に託し、その管理や処分を代わりに行ってもらう仕組みです。

➤ 「委託者」「受託者」「受益者」の3人から成り立ちます。

委託者：自分が保有する資産を託す人

受託者：資産を託されて、信託の目的の中でその資産を管理・運用・処分する人

受益者：信託された資産から生まれる収益等の利益を受け取る人



認知症高齢者等の総合相談窓口

【地域包括支援センター】

- 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域における支え合い体制づくりなどを行っています。介護・保健・福祉の総合相談窓口として市町村が設置しています。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職が配置されており、各種の相談に対応するとともに、介護予防に関する事業を行うほか、成年後見制度の利用促進なども行なっています。

若年性認知症に関する相談・支援

【全国若年性認知症支援センター】

- 企業向けに若年性認知症の知識や相談支援の方法を取得するための研修等を実施しています。

【若年性認知症支援コーディネーター】

- 若年性認知症に関する悩みや困り事などの相談に応じ、関係機関等と調整し、解決に向けた支援を行います。

認知症に関する制度全般の問い合わせ

【市町村の窓口】

- 市町村には認知症施策を担当する部署があり、認知症にまつわる相談窓口となっているほか、認知症に関する各種施策を展開しています。

【介護保険制度】

- 認知症などが原因で介護が必要になった時のための制度です。要介護認定やケアマネジメント、各種サービスの利用手続きなどについて定めています。

【生活支援サービス】

- 安否確認や外出の付き添いなど高齢者が日常生活をおくるために必要なもので、介護保険の給付以外のサービスのことです。

【日常生活自立支援事業】

- 認知症などが原因で判断能力に支障がでてきた人を対象に、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。本人が契約を結ぶことが前提です。定期的な訪問により利用者の生活変化を見守り、利用者の預金の払い戻しや預け入れなど日常生活の管理を行います。

【チームオレンジ】

- 診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、市町村がコーディネーターを配置し、認知症の人や家族と、支援者をつなぐ仕組み。ステップアップ研修を受講した認知症サポーターを中心として、地域の職域サポーターや地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、地域で支援に取り組めます。



確認テスト

Q1

認知症をめぐる環境に関する問題です。

2040年にはどの程度の高齢者（65歳以上）が認知症になると予測されているでしょうか。

- ① 4人に1人
- ② 5人に1人
- ③ 3人に1人

Q1

正解

① 4人に1人

年齢が高くなればなるほど認知症の有病率は上がり、**2040年には4人に1人が認知症**になると予測されています。

さらに、**2060年には高齢者の3人に1人**が認知症になると言われています。

家族や自分が認知症になってもおかしくありません。

Q2

認知症サポーターの役割に関する問題です。

「認知症サポーター」となるのに、まず必要なものは何ですか。

- ① 専門資格の取得
- ② 認知症の正しい知識と理解
- ③ 何をおいても認知症の人のみを最優先する義務

Q2

正解

② 認知症の正しい知識と理解

認知症について**正しく理解し、偏見を持たず**、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることがスタートです。

認知症サポーターは**「なにか」特別なことをする人ではありません**。認知症の人やその家族の**「応援者」**です。

Q3

認知症の種類に関する問題です。

記憶力の低下や解決能力の低下が現れ、認知症の原因疾患の中で最も多い疾病は次のうちどれでしょう。

- ① 血管性認知症
- ② レビー小体病
- ③ アルツハイマー病

Q3

正解

③ アルツハイマー病

認知症の種類により症状に特徴がありますが、主な原因疾患のうち**アルツハイマー病が約70%の割合**を占めています。

早期ほど薬で症状の進行を遅らせることも可能であり、初期から使い始めると健康な時間を長くすることも可能になります。

運動や食事をはじめとする**生活習慣病対策**には、**発症を遅らせる効果**が認められています。

Q4

認知症の人への基本的な対応に関する問題です。

認知症の人への対応における心得として正しいものはどれでしょう。

- ① コミュニケーションを取らない
- ② 取引をしない
- ③ 自尊心を傷つけない

Q4

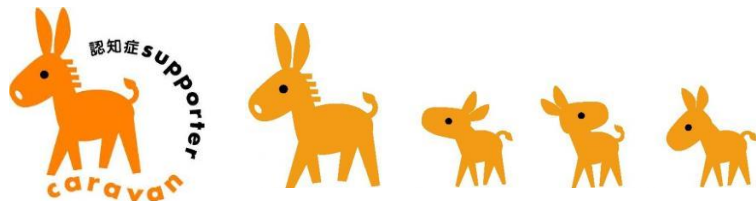
正解

③ 自尊心を傷つけない

認知症の人への心得とは、

「驚かせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」の3つの「ない」のことです。

認知症の人だからといって**付き合い方を大きく変える必要はありません**が、認知症の人には、**認知症への正しい理解に基づく対応が必要**になります。



**認知症に関する研修は以上です
お疲れ様でした**
